

業務名 (業務コード)		輸出申告事項登録 (EDA)														備考仕様 (参考)									
項番	項目名	ID	属性	桁	続1	続2	条件												コード	入力がない場合の 補充項目 (数字は優先順位)	入力条件/形式	E	R	P	既定値
							輸出申告/特定委託輸出申告 /積戻し申告/コンテナ扱い 申出兼予備申告		特定輸出申告		展示等積戻し申告		コンテナ扱い申出		大額		少額								
							大額	少額	大額	少額	大額	少額	大額	少額	大額	少額	大額	少額							
33	重量単位コード (グロス)	GWT	an	3			M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	数量単位コード (UN/ECR 申告第20号・英字)	貨物情報DB						
34	記号番号	MRK	an	140			C	C	F	F	F	F	F	F	C	C		貨物情報DB コンテナ扱い申出の場合を除く。	申告等種別が「E」、「N」または「R」の場合で、郵便物でない場合は、システムから補充後に必須であること						
35	最終仕向地コード	DSC	an	5			F	F	F	F	F	F	F	F	F	F		国連LOCODE	国名コード「J P」「Z X」「Z Y」及び「Z Z」は入力不可						
36	最終仕向地名	DSN	an	20			F	F	F	F	F	F	F	F	F	F		国連LOCODE (最終仕向地コード)	(1) システムから補充されない場合に入力 (2) システムから補充される仕向地名が、申告すべき仕向地名と異なる場合に入力						
37	積込港コード	PSC	an	3			F	F	F	F	F	F	F	X	X			国連LOCODE (国名2桁を除く3桁)	貨物情報DB	洋上輸出の場合は、「Z Z Z」を入力					
38	貿易形態別符号	BOK	an	3			C	X	C	X	X	X	X	X	X			貿易形態別符号	統計計上を要する貨物の場合に入力						
39	積載予定船種コード	VSC	an	9			C	C							X	X		貨物情報DB (航空貨物情報の場合を除く。)	(1) コード化されていないコールサインの場合は、「9999」を入力 (2) 航空貨物の場合は、「A」を入力。ただし、AWB番号に入力がある場合のみ入力可 (3) 申告等種別が「E」、「N」または「R」の場合で、郵便物でない場合は、システムから補充後に必須であること (4) 申告等種別が「M」の場合は、「A」の入力不可						
40	積載予定船(機)名	VSN	an	35			C	C	F	F	F	F	F	X	X			①船種DB ②貨物情報DB (航空貨物情報の場合を除く。)	(1) システムから補充されない場合に入力 (2) システムから補充される積載予定船名が、申告すべき船名と異なる場合に入力 (3) 航空貨物の場合は、航空機の所属会社名を入力 (4) 申告等種別が「E」、「N」または「R」の場合で、郵便物でない場合は、システムから補充後に必須であること						
41	出港予定年月日	SYM	n	8			C	C	F	F	F	F	F	X	X			貨物情報DB	(1) 下記の条件を満たすこと 申告予定年月日 ≤ 出港予定年月日 ≤ システム日 + システムで定められた管理日数 (30日) (2) 洋上輸出の場合は、入力不可 (3) 申告等種別が「E」、「N」または「R」の場合で、郵便物でない場合は、システムから補充後に必須であること						
42	コンテナ扱い本数	COS	n	3			C	C	C	C	X	X	X	M	M			貨物情報DB							
43	税関調査用符号	CI	an	5			C	C	C	C	X	X	X	X	X				税関が指示した場合に、指定されたコードを入力						
44	輸出承認等区分	LI	an	2			M	M	M	M	X	X	M	M	M				F: 外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」という)第4条第1項に該当するもの N1: 「F E」該当だが特例扱いで許可証等が不要な場合 E1: 輸出貿易管理令(以下、「輸出令」という)第2条第1項第1号に該当するもの E2: 「E1」該当だが特例扱いで許可証等が不要な場合 E3: 「E2」該当だが特例扱いで許可証等が不要な場合 F: 外国為替令第6条または第8条に該当するもの N0: 上記に該当しないもの(輸出承認等不要の場合)						
45	事前検査済貨物等識別	CHK	an	1			C	C	C	C	C	C	C	C	C				A: 事前検査済貨物 B: 内容点検実施済貨物 C: 事前検査及び内容点検実施済貨物 D: 確認依頼						
46	輸出承認等種別	LC	an	4	5		C	C	C	C	C	C	C	C	C				(1) 他法令コードに、システムで輸出抹消登録を証明する旨のコードが入力された場合は、「MOTS」を入力 (2) 以下の輸出承認等種別コードを入力する場合は、同一コードの重複がないこと ①ITNO: 展示等申告番号 ②MOTS: システムでの道路運送車両法における輸出抹消登録 ③HJNO: 一括事前審査 ④HFN: システムでの本船・ふ中扱い承認申請番号 ⑤HCNC: 包括コンテナ扱い申告番号 (3) 展示等積戻し申告の場合は、「ITNO」を必須入力 (4) 特定委託輸出申告の場合は、「AEOU」または「AEQO」を必須入力						
47	輸出承認等番号	LN	an	20	*		M	M	M	M	M	M	M	M	M				(1) 展示等積戻し申告の場合は、以下の内容を入力 「展示等申告番号(11桁) + 本邦到着時の積出日(2桁)」 (2) 輸出承認等種別に「AEOU」を入力した場合は、特定保証送達者の利用者コード(5桁)を入力						
48	インボイス識別	IVS	an	1			C	C	C	C	X	X	X	X	X				A: インボイス B: インボイスに代わる書類 C: 電子インボイス (NACCS/仕情報あり) D: 電子インボイス (NACCS/仕情報なし) E: 電子インボイス (CUPES)						
49	電子インボイス受付番号	IWU	an	10			C	C	C	C	X	X	X	X	X				(1) インボイス識別に「C」または「D」が入力された場合は、電子インボイス受付番号を必須入力 (2) インボイス識別に「C」または「D」以外が入力された場合は、入力不可						
50	インボイス番号	IWN	an	35			C	C	C	C	X	X	X	X	X										
51	インボイス価格条件コード	IP1	an	3			M	M	M	M	X	X	X	X	X				価格条件コード						
52	インボイス通貨コード	IP2	an	3			M	M	M	M	X	X	X	X	X				通貨コード (ISO 4217・英字)						
53	インボイス価格	IP3	n	18			M	M	M	M	X	X	X	X	X				(1) インボイス通貨コードが「JPY」以外の場合は、小数部2桁まで入力可 (2) インボイス通貨コードが「JPY」の場合は、小数部入力不可						
54	インボイス価格区分コード	IP4	an	1			M	M	M	M	X	X	X	X	X				A: 有償貨物のインボイス価格 B: 無償貨物のインボイス価格 C: 有償貨物、無償貨物の混在したインボイス価格 D: 上記以外の価格						
55	FOB通貨コード	FOD	an	3			C	C	C	C	M	M	M	X	X				通貨コード (ISO 4217・英字)	(1) インボイス価格条件コードがFOBの場合は、入力省略可 (2) 展示等積戻し申告の場合は「JPY」のみ入力可					
56	FOB価格	FKK	n	18			M	M	M	M	M	M	M	X	X				(1) インボイス価格条件コードがFOBの場合は、入力省略可 (2) FOB通貨コードが「JPY」以外の場合は、小数部2桁まで入力可 (3) FOB通貨コードが「JPY」の場合は、小数部入力不可						
57	ベーシックプライス合計	TP	n	18			C	X	C	X	C	X	X	X	X				(1) システムで算出する按分係数合計によらず、按分係数の合計値を指定する場合に入力 (2) 小数部2桁まで入力可						
58	要船種(搭載)確認識別	LN	an	1			C	C	X	X	X	X	X	X	X				(1) 船種(搭載)確認が必要な場合に「Y」を入力 (2) 以下の場合は、システムで自動的に要船種(搭載)確認対象とする ①積戻し申告 ②用途外使用の用途に該当しない用途 ③船種の減免展税または国内消費税の免税送付 ④特定輸出申告 ⑤展示等積戻し申告						
59	ハンニグ場所コード	VC	an	12	5		C	C	C	C	X	X	C	C	C				保税地域コードまたは輸出入者コード	(1) コンテナ扱い申出の場合は、1欄目を必須入力 (2) 輸出入者コードの先頭8桁で入力した場合は、システムで後4桁に「0000」を補充する					
60	ハンニグ場所名	VN	an	70			F	F	F	F	X	X	F	F	F				保税地域DBまたは国内用輸出入者DB (ハンニグ場所コード(1欄目))	(1) システムから補充されない場合に入力 (2) システムから補充される蔵置場名が、申告すべき蔵置場名と異なる場合に入力					
61	ハンニグ場所住所1 (都道府県)	VA	an	15			C	C	C	C	X	X	C	C	C				国内用輸出入者DB (ハンニグ場所コード(1欄目))	コンテナ扱い申出の場合に、ハンニグ場所コード1欄目に対してシステムに地域名が登録されていない場合は、必須入力					

業務名(業務コード)		輸出申告事項登録(E D A)														条件				コード		入力がない場合の補完項目(数字は優先順位)	入力条件/形式	端末仕様(参考)			
項番	欄	項目名	ID	属性	桁	続1	続2	輸出申告/特定輸出申告/積戻し申告/コンテナ扱い申出兼手催申告		特定輸出申告		展示等積戻し申告		コンテナ扱い申出		コード	入力がない場合の補完項目(数字は優先順位)	入力条件/形式	E	R	P	M	既定値				
								大額	少額	大額	少額	大額	少額	大額	少額												
62		ハンニング場所住所2(市区町村(行政区名))	VAS	an	35			C	C	C	C	X	X	C	C		国内用輸出入者D B(ハンニング場所コード(1欄目))	コンテナ扱い申出の場合に、ハンニング場所コード1欄目に対してシステムに地域名が登録されていない場合は、必須入力									
63		ハンニング場所住所3(町域名・番地)	VAC	an	35			C	C	C	C	X	X	C	C		国内用輸出入者D B(ハンニング場所コード(1欄目))	(1)コンテナ扱い申出の場合に、ハンニング場所コード1欄目に対してシステムに地域名が登録されていない場合は、必須入力 (2)ハンニング場所住所3(町域名・番地)欄で、ハンニング場所住所を入力しきれない場合は次項目に入力									
64		ハンニング場所住所4(ビル名ほか)	VAB	an	70			C	C	C	C	X	X	C	C		国内用輸出入者D B(ハンニング場所コード(1欄目))										
65		記事(税関用)	NT1	j	140			C	C	C	C	C	C	C	C												
66		記事(通関業者用)	NT2	j	70			C	C	C	C	C	C	C	C												
67		記事(荷主用)	NT3	j	70			C	C	C	C	C	C	C	C												
68		社内整理用番号	REF	an	20			C	C	C	C	C	C	C	C												
69		輸出統計品目番号															輸出統計品目番号	(1)輸出統計品目表の番号、統計細分を続けて入力 (2)「N A C C S」欄に「T」及び「T」がある場合は、N A C C S用の輸出品目番号を入力 (3)通過貿易統計上対象の場合は、必須入力 (4)少額申告(特定輸出申告を除く)、または展示等積戻し申告の場合は、輸出統計品目番号の先頭4桁のみ入力可 (5)少額申告の場合は1欄のみ入力可									
70	*	N A C C S用コード	CMS	an	1			M	X	M	X	C	X	M	X			(1)輸出統計品目表のN A C C S用を入力 (2)必要に応じ、貨物の属性を入力 (3)展示等積戻し申告の場合は、「T」のみ入力可 X:少額計算の貨物 E:統計上除外の貨物 Y:再輸出の貨物 T:通過貿易統計対象の場合									
71	*	品名	CMN	an	40			F	M	F	M	M	M	F	M		輸出品目D B	入力された品目コードが、システムに品名が特定できないものとして登録されている場合は、必須入力									
72	*	数量(1)	QN1	n	12			C	X	C	X	C	X	C	X			(1)統計上を要する品目の場合に、数量を入力 (2)統計上の第1数量と第2数量の入力順は特定しない (3)小数部2桁まで入力可									
73	*	数量単位コード(1)	QT1	an	4			M	X	M	X	M	X	M	X		数量単位コード	(1)統計上を要する品目の場合に、入力された数量単位が統計単位に換算可能であること (2)再輸出の貨物の場合は通過貿易統計上対象の貨物の場合は、数量単位コード(1)または数量単位コード(2)に重畳系が入力があること									
74	*	数量(2)	QN2	n	12			C	X	C	X	C	X	C	X			(1)統計上を要する品目の場合に、数量を入力 (2)統計上の第1数量と第2数量の入力順は特定しない (3)小数部2桁まで入力可									
75	*	数量単位コード(2)	QT2	an	4			M	X	M	X	M	X	M	X		数量単位コード	(1)統計上を要する品目の場合に、入力された数量単位が統計単位に換算可能であること (2)再輸出の貨物の場合は通過貿易統計上対象の貨物の場合は、数量単位コード(1)または数量単位コード(2)に重畳系が入力があること									
76	*	ベーシックプライス按分係数	BPA	n	18			C	X	C	X	C	X	X	X			(1)価格按分により申告価格を算出する場合は、按分係数を入力 (2)小数部2桁まで入力可 (3)ベーシックプライス通貨コードに入力がある場合は、入力不可									
77	*	ベーシックプライス通貨コード	BPC	an	3			C	X	C	X	C	X	X	X		通貨コード(ISO 4217・英字)	(1)価格按分によらずFOB価格により申告価格を算出する(無償貨物の場合は、FOB価格の通貨種別を入力) (2)ベーシックプライス按分係数に入力がある場合は、入力不可 (3)展示等積戻し申告の場合は、「J P Y」のみ入力可									
78	*	ベーシックプライス金額	BPK	n	18			M	X	M	X	M	X	X	X			(1)価格按分によらずFOB価格により申告価格を算出する場合はFOB価格を入力 (2)価格按分により申告価格を算出する場合は、入力不可 (3)ベーシックプライス通貨コードが「J P Y」以外の場合は、小数部2桁まで入力可 (4)ベーシックプライス通貨コードが「J P Y」の場合は、小数部入力不可									
79	*	他法令コード	BL	an	25			C	C	C	C	X	X	C	C		他法令コード	(1)関税法第70条関係の許可承認等を添付する場合は、入力 (2)5法令を超える分については、「記事(税関用)」欄に入力。ただし、5法令を超える場合であっても、輸出検査登録を証明する旨のコードを入力する場合は、本欄に入力 (3)輸出承認証等別に輸出検査登録を証明する旨の入力がされた場合は、システムで輸出検査登録を証明する旨のコードを入力 (4)システムで輸出検査登録を証明する旨のコードと、マニュアルで輸出検査登録を証明する旨のコードが混在して入力されていないこと									
80	*	輸出貿易管理令別表コード	ET	an	5			C	C	C	C	X	X	C	C		輸出貿易管理令別表コード										
81	*	外為法第48条コード	G48	an	1			C	C	C	C	X	X	C	C			A:外為法第48条第1項(個別許可) C:外為法第48条第1項(特定包括許可) F:外為法第48条第1項(一般包括許可) G:外為法第48条第1項(特別返品等包括輸出許可)									
82	*	関税減免戻税コード	RE	an	5			C	C	C	C	X	X	X	X		関税減免戻税コード	関税定率法または関税暫定措置法等の規定に基づき減免戻税を受けた場合に、該当する事項をコードで入力									
83	*	内国消費税免税コード	TR	an	1			C	C	C	C	X	X	X	X		内国消費税免税コード	内国消費税関係法規の規定に基づき免税または税の還付を受ける場合に、その税種別をコードで入力									
84	*	内国消費税免税種別	TS	an	1			M	M	M	M	X	X	X	X			内国消費税の免税または還付の適用を受ける場合は、全部該当、一部該当の別を入力 A:全部該当 P:一部該当									